

## 令和6年度鹿沼市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鹿沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 接 続 戸 数  | 26,800 戸       |
| (2) 年間総処理水量  | 11,101 千立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 30,430 立方メートル  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,577,752 千円
第1項 営業収益		1,174,177 千円
第2項 営業外収益		1,403,573 千円
第3項 特別利益		2 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用	2,404,010 千円	
第1項 営業費用	2,188,256 千円	
第2項 営業外費用	205,752 千円	
第3項 特別損失	2 千円	
第4項 予備費	10,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 915,264 千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 29,188 千円、当年度分損益勘定留保資金 611,522 千円で補填するものとする。更に不足する額については、利益剰余金で補填する。）。

	収	入
第1款 資本的収入		657,328 千円
第1項 企業債		282,750 千円
第2項 出資金		105,828 千円
第3項 負担金		20,000 千円
第4項 補助金		248,750 千円
	支	出
第1款 資本的支出	1,572,592 千円	
第1項 建設改良費	608,849 千円	
第2項 企業債償還金	963,743 千円	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年額割は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年額割
1 資本的 支出	1 建設改 良費	鹿沼市黒川終 末処理場の建 設工事委託に 関する協定	千円 1,902,300	令和6年度	千円 200,000
				令和7年度	801,000
				令和8年度	901,300

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道事務所LED照明賃貸借業務	令和7年度から 令和17年度まで	千円 21,145

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 282,750	証書借入又 は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について 利率見直しを 行った後にお いては当該利 率の見直し後 の利率)	政府資金の融資 条件又は銀行そ の他の借入れ先 との協定による。 ただし、企業財政 の都合により、据 置期間及び償還 期限を短縮し、若 しくは繰上げ償 還又は低利に借 換えすることが できる。
計	282,750			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額

に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 131,331 千円

(他会計からの補助金)

第 1 1 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、696,876 千円である。

(利益剰余金の処分)

第 1 2 条 当年度利益剰余金のうち、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を補填した額については、資本金として処分するものと定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信